

鎌倉市中小企業融資制度のご案内

令和8年（2026年）4月

市では、市内の中小企業者等の健全な発展を支援するため、市内の金融機関と協調して、「鎌倉市中小企業融資制度」を実施し、市内の中小企業者等の事業活動に必要な資金融資を行っております。

◆融資資金の種類と条件

| 種類 条件 | 創業資金 | 事業資金 | 経営安定資金 |
|-----------------|--|--|---|
| 資金使途 (運転・設備) | 創業時に必要な資金 | 事業のために 必要な資金 | 天災地変その他災害 または内外の経済的 事情の急激かつ 著しい変化の結果 必要となった資金 |
| 限度額 | 1,000万円 (事業開始前の個人で 自己資金が1,000万円 未満の方は、自己資金 と同額が限度) | 1,500万円 (中小企業団体の設備 資金にあつては4,000 万円) | 1,500万円 |
| 期間 | 10年以内 | 運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 | 7年以内 特定中小企業者（セー フティーネット保証の 認定者）は10年以内と する。 |
| 返済方法 | 毎月割賦返済 (期間内6ヵ月以内の 据置可) ただし、返済期間が 1年以内のものは 一括返済可とする。 | 毎月割賦返済 (期間内6ヵ月以内の 据置可) ただし、返済期間が 1年以内のものは 一括返済可とする。 | 毎月割賦返済 (期間内1年以内の 据置可) ただし、返済期間が 1年以内のものは 一括返済可とする。 |
| 利率 | 2.0%以内 | 5年以内 1.7%以内 10年以内 2.0%以内 | 1.5%以内 |
| 担保 | 必要に応じて | 必要に応じて | 必要に応じて |
| 信用保証 | 神奈川県信用保証協会 の信用保証が必要 | 必要に応じて | 必要に応じて |
| 連帯 保証人 | 法人の代表者以外は 原則不要。 | 法人の代表者以外は 原則不要。 | 法人の代表者以外は 原則不要。 |

◆申込資格

1 創業資金

- ①創業(※1)する具体的な計画（個人事業の開始にあつては1ヵ月以内、法人の設立にあつては2ヵ月以内）がある方。または、事業を開始して1年未満の中小企業者(※2)。
- ②市内に事業所を有すること又は有することが確実であると認められること。
- ③業種が神奈川県信用保証協会の保証対象業種(※3)であること。
- ④許認可が必要な業種はそれを取得しているか、又は取得できる見込みがあること。
- ⑤市税の滞納がなく、必要な申告義務を完了していること（連帯保証人についても同じ）。

2 事業資金

- ①1年以上継続して同一事業（融資対象業種）を営んでいる中小企業者(※2)、中小企業団体(※4)、または特定非営利活動法人。
- ②法人の場合は、市内に事業所を有すること。
個人の場合は、市内に事業所を有するか、1年以上市内に居住していること。
- ③業種が神奈川県信用保証協会の保証対象業種(※3)であること。
- ④許認可が必要な業種は、それを取得していること。
- ⑤市税の滞納がなく、必要な申告義務を完了していること（連帯保証人についても同じ）。

3 経営安定資金

- ①1年以上継続して同一事業（融資対象業種）を営んでいる中小企業者(※2)、または特定非営利活動法人。
- ②から⑤は事業資金と同じ。
- ⑥次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ㉞最近3ヵ月間(※5)又は6ヵ月間の売上額が、直近3ヵ年のいずれかの年の同時期の売上額と比較して3%以上減少していること。
 - ㉟中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者認定要領」4－(5)－(ロ)に該当すること。
 - ㊱最近3ヵ月間(※5)の売上総利益率又は営業利益率が、前年同期のものと比較して、3%以上減少していること。

(※1) 創業とは

- ①事業を営んでいない個人が、事業を開始すること。
- ②事業を営んでいない個人が、会社を設立し、事業を開始すること。
- ③会社が事業を継続しながら、別の会社を新たに設立し事業を開始すること。

(※2) 中小企業者とは

| 主たる業種 | 資本金 | 従業員数 |
|---------------|-----------|--------|
| 製造業・建設業・運輸業など | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業（飲食業を含む） | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |

（法人の場合は資本金または従業員数のいずれか一方、個人の場合は従業員数の要件を満たせば該当します。）

(※3) 神奈川県信用保証協会の保証対象外業種（業種分類は、日本標準産業分類に準拠して判断します）

農業（菌床栽培は除く）、林業、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く）、風俗関連営業
集金業、政治・経済・文化団体、宗教団体など

(※4) 中小企業団体とは、事業協同組合、商店街振興組合 など

(※5) 最近3ヵ月間とは、直前1ヵ月の売上高とその前2ヵ月を指します。（例：5月申請であれば2月・3月・4月）

◆必要書類

○共通書類

| | |
|---------------------------------|---|
| 中小企業融資申込書(※1) | * 金融機関窓口でお受取りください。 |
| 賦課徴収情報の調査承諾書(※1)(※2) 又は納税証明書 | * 鎌倉市に納税している場合：賦課徴収情報の調査承諾書 * 市外に納税している場合：納税証明書 (申込者及び連帯保証人の分の、直近2年度分の市県民税・固定資産税・軽自動車税を納税した証明書が必要です。) |
| 許認可書類の写し | * 許認可対象業種の場合（創業資金の申し込みで取得前の方は、融資実行時まで取得、提出してください。) |
| 見積書 | * 資金使途が設備資金の場合（融資申込み前に設備の設置、納入が済んでいるものは対象となりません。) |

(※1) 押印は不要です。

(※2) 調査の結果、未納分がある場合には融資制度がご利用いただけません。

また、完納されていても、納付の時期により、納付状況の確認に時間を要する場合があります。お急ぎの場合は、直前に納付いただいた領収書等の写しをあわせてご提出ください。

○創業資金のご利用を希望される方

- ・「事業計画書」（すべての方が対象）
- ・「自己資金確認書類」（事業開始前の個人の方のみ）
- ・事業開業届の写し、履歴事項証明書の写し（事業を開始している場合）

○事業資金のご利用を希望される方

- ・法人の方：「発行3ヵ月以内の履歴事項証明書の写し」
個人の方：「確定申告書の写し」
* 状況に応じ「事業開始届の写し」をご提出いただく場合があります。

○経営安定資金のご利用を希望される方（いずれかご用意ください）

- ・法人の方：「発行3ヵ月以内の履歴事項証明書の写し」
個人の方：「確定申告書の写し」
* 状況に応じ「事業開始届の写し」をご提出いただく場合があります。
- ・次のいずれかの資料
申込資格⑦の場合：「売上額確認書」及び売上額が確認できるもの
申込資格⑧の場合：中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく認定書（ロ）
申込資格⑨の場合：「利益率確認書」及び売上総利益率又は営業利益率が確認できるもの

* 上記のほか、状況に応じて、その他書類をご提出いただく場合があります。

* 金融機関で必要とする書類については、各金融機関にご確認ください。

◆注意事項

○市外の事業所に活用するための運転資金・設備資金は融資の対象になりません（※）。

本融資制度は、市内の中小企業の健全な発展及び振興を図ることを目的にしており、市内で展開する事業に要する資金に活用されることが前提となります。

（※）1年以上市内在住の個人事業主の場合の運転資金は対象です。

○市の経営安定資金から市の経営安定資金への借り換えについては、対象としません。

◆申込（相談）窓口

| 金融機関名 | 支店名 | 電話番号 |
|--------|--------|----------------------|
| 横浜銀行 | 鎌倉支店 | 23-3131 |
| | 大船支店 | 44-2175 |
| スルガ銀行 | 鎌倉支店 | 23-1133 |
| 東日本銀行 | 鎌倉支店 | 045-299-0500 (横浜支店内) |
| 湘南信用金庫 | 鎌倉営業部 | 24-1231 |
| | 鎌倉駅前支店 | 23-7320 |
| | 腰越支店 | 32-1231 (深沢支店内) |
| | 深沢支店 | |
| | 大船支店 | 43-1231 |

融資のご利用にあたって

◎金融機関及び神奈川県信用保証協会での融資に必要な審査があります。

設備資金の融資を受けた場合

融資対象となった設備の導入、施設の工事等が完了した後、1ヵ月以内に、領収書の写しと工事前及び完了後の写真等を添付して「鎌倉市中小企業融資施設等整備完了報告書」を市まで提出していただきます。

信用保証料の補助について

神奈川県信用保証協会にお支払いになった信用保証料で、市融資制度については10万円、神奈川県中小企業融資のうち小規模クイック融資、小口零細企業保証資金については1/2に相当する額、5万円まで（100円未満の端数は切捨）市が補助します（お支払いになった保証料の還付ではありません）。融資を受けた日から6ヵ月以内に市役所の商工課または取扱金融機関の窓口で手続きを行ってください。手続きには、信用保証書の写しが必要です。市から保証協会へ保証料の納付確認を行うため、申請時期によっては補助金交付まで2ヵ月以上かかることがあります。

利子補給があります

経営安定資金については、市が2年間、支払利子の50%（100円未満の端数は切捨）を利子補給します。補給金交付は6ヵ月に1回、市から対象者へ通知し、対象者はその都度、補給金交付申請手続きを行います。

問い合わせ

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 産業課 産業担当

●電話：0467-23-3000 内線 2355/2356 ●E-mail shoko@city.kamakura.kanagawa.jp